6　第百三条のオリンピック・パラリンピック担当専門官、九州農政局に置かれる第二百十四条第一項の土地改良指導官のうち一人及び第二百二十一条第一項の災害対策室は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第四十七条第一項の経営専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち二人及び第五百三十四条第一項の輸出証明指導官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　近畿中国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　第五百三十二条第一項の水産制度専門官及び第五百三十三条第一項の経営専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　（略）

11　第六条第一項の原子力災害対策専門官、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十四条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十五条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　第四十七条第一項の経営専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　第五百三十二条第五項の水産制度専門官及び第五百三十三条第五項の経営専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

11　（略）

（新設）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。